



未来を切り拓く～各地で温暖化防止の学習会

「未来を切り拓こう！」と、5月の総会以後、WENETが関わった温暖化防止の学習会が大小含め十数箇所で開催されています。

6月11日の浅岡美恵さん（気候ネット代表）の講演会や、6月6日の重栖代表による「NPO市民の力」での講演をはじめ、和歌山市鳴滝小学校や海南市藤並小学校での出前授業、田辺市高雄中学校の保護者学習会、「エコネットきのかわ」（紀の川市）や㈱ホンダパーツ（和歌山市）など地域や会社でのホームエコ教室、また、橋本市役所の職員対象の学習会や、伊都橋本地域協議会準備会が開いた講演会など、幅広い分野・地域での学習会が開かれているのが最近の特徴です。

どの会場でも、温暖化の現状と予測を知れば知るほど、危機感を強く持つと同時に「どうしたら防げるのか？」



藤並小学校の授業の様子

「私たちは何をどうすべきなのか？」と、その対策、生活や社会・政治のありかたなどについても深い関心を示していますし、具体的な行動を模索する学習会になってきています。

小学校の授業を行った前岡事務局長は、「子どもたちは温暖化の原因や、シロクマが大変になっていること、電気を節約し緑を大切にするなど、何をしなければならないかも知っています」。「子どもたちにもっともっと自然を実感させ、生きる力と、未来を切り拓く勇気をもってもらう学習の機会が大事だ」と話しています。

持続可能な社会システムをつくっていくためには、まず学習が大切です。大いに市民のみなさんと学びあい、具体的な行動へと発展させましょう。



エコネットきのかわ



高雄中学の保護者会



環境
時時刻々

洞爺湖で開かれたサミットは、最重要テーマの地球温暖化対策のみならず、食糧危機や原油暴騰の対策についてもめぼしい成果を上げられず幕を閉じた。前回このコラムで、同サミットの成否を制するとして注目した「福田ビジョン」が、最大の焦点である日本の温暖化ガス削減中期目標（2020年までの数値目標）を示さず、リーダーシップを執る機会をあたらず喪失してしまったことが残念でならない。

しかしこれを機に、地球温暖化を防ぐための国内措置について、国政レベルの議論が活性化したことは貴重な「副産物」と評して良いだろう。同サミットに前後して、自民・民主・公明・共産・社民の5政党が、相次いでかなり踏み込んだ温暖化対策についての政策なり見解なりを発表した。うちいくつかは法案の体裁を整えており、早ければ秋の臨時国会で上程される可能性もある。

出そろった各党の温暖化対策 実効ある法整備へ市民の声を

地球温暖化対策について、省エネ奨励のキャンペーンや温暖化ガス排出削減への自主的努力にとどまらず、一定の制裁措置も含む社会的規制を法的拘束力を伴って導入することが国会で議論の俎上に上るとすれば、それは日本ではこれまでになかった段階の政治ステージが始まることを意味する。

大相撲ではないが、環境問題に取り組むにも技術のバランスが重要だ。「心」つまりハートは「地球規模で考える」「未来を考える」善意で、これが広範な人々に共有されなければそもそも取り組みにならない。次いで「技」は言うまでもなく脱温暖化に繋がる科

学技術を指す。例えば、再生可能エネルギーの技術がなければ、低炭素社会への道はお先真っ暗だろう。そして最後の「体」は社会体制。温暖化阻止へ人々の善意を活かし、有効な技術を開発普及するには、それを支援促進する社会経済のシステムが不可欠だ。これをどう設計するか、いま国会が始まるうとしている議論の本質はここにある。

だが、コトが国会で展開されるとはいえ、もちろん市民社会がこれを傍観していいはずはない。温暖化対策に消極的な産業界に妥協した実効性のない法律が成立してしまつたら、取り返しがつかないからだ。最大のポイントは、差し迫る温暖化破局への切迫した危機感がその法案にみながぎつているかどうかにある。温暖化対策は「できるだけやっただけ」ではダメなのだ。法律にはながなんでも温暖化を阻止する目標と対策が盛り込まなければならない。それを測る物差しは科学が示す「先進国は2020年に1990年比で温暖化ガス排出25～40%削減」の数値目標が国の必達義務として定められるか否かだ。ここで腰が据われれば、国内排出権取引や再生可能エネルギーの固定買取制度などの社会政策は、目標達成の必要から当然に導き出されてくる。逆に厳しい中期目標を回避すれば対策は間違った骨抜きになるだろう。

市民社会が省エネなどに努力することは引き続き重要だ。だが今はそれと同時に、国レベルの動きを正確に掴み、必要に応じてそれに影響を与えるべく明確なシグナルを発することが強く求められている。WENETもその方向で活動を強化したい。

（重栖）

地域の温暖化対策①

地域の温暖化対策をどう進めていくのか、ご一緒に考えてみたいと思います。

今号では、自治体のとりくみについて、事務局長・前岡が問題提起としての小文を書きました。

温室効果ガス削減と自治体の取り組みについて 前岡正男

私たち和歌山県地球温暖化防止活動推進センターは、地域における温暖化防止を牽引する立場から、草の根からの排出削減を進め、低炭素社会の一日も早い実現を目指している。そのためには、県や市町村など地元自治体との連携を一層強めるとともに、自治体の一層の奮起を期待するものである。

●温暖化対策推進法の規定

国の地球温暖化対策推進法は、「地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする」（第4条）とし、事業者・国民は、それぞれ自主的な排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出抑制等のための施策に協力しなければならないとしている（第5条、第6条）。

その上で、「都道府県及び市町村は、…温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする」（第20条第2項）と規定している。これを根拠に、今日まで、すべての都道府県、指定都市の17市中14の指定都市、中核市にあつては35市の中で7中核市、特例市では44市中8市が地球温暖化対策地域推進計画を策定済みである（08年3月末現在）。

また同法は、自治体に、その事務及び事業に関して温室効果ガス排出抑制の「実行計画」（いわゆる「率先計画」）を策定するように義務づけている（20条の3）。平成20年の改正によって、この「実行計画」は、都道府県及び指定都市等（中核市・特例市を含む）においては、自らの事務事業に関わる排出削減のみならず、事業者・住民の活動を含めて区域内全体の排出抑制を視野に入れた実行計画をつくるように義務づけられた。

すべての自治体が、新法に規定したような包括的「実行計画」を策定することが望ましいことはいままでのない。

●求められる自治体の役割

先進自治体の取り組みの中から、市町村にとってどのような取り組みが可能かを探ってみよう。

まず住民個人に、温室効果ガス排出量を制限するような規制をかけることは、現在の法システムのもとでは考えにくい。そこで、個人や家庭での排出量削減の自主的な努力を促す手段として、努力する個人に対する報償あるいは奨励制度が考えられる（太陽光パネル設置に補助金を出す、など）。また、個人の自覚を一層促すために、自治体と個人が協定を結ぶ（たとえば一日何kg-CO₂を削減します、というような形）という取り組みを進めているところもある。

事業者に対しては、都道府県レベルでは大型排出事業者に対して排出量削減計画の提出を義務づけることが普通に行われているが、いよいよ東京都では平成22年

を目途に対象事業所からの排出総量削減と排出量取引（いわゆるキャップ&トレード）の制度が導入される。国でもようやく検討が始まりそうであるが、国の導入に時間がかかれば他府県で後追いが続くと思われる。市町村については、事業者への規制は都道府県に任せる傾向が強いが、都道府県による規制を補完する形で、計画書の提出・情報開示を義務づけることは可能であろう。また、コンビニ・スーパーや自販機など、住民の日常生活に関わりの深い業種について、24時間営業の自粛やレジ袋有料化などなんらかの規制を施すことも行われ始めている。個人同様、事業者との間で協定を結ぶという方法は、事業者の自主的な取り組みを促す上で有効であろう。一定規模以上の開発（宅地造成等）を行う事業者に対して、土地利用面で温室効果ガス排出の抑制が図れるような配慮義務を課すところも出てきている。

以上のように、住民・事業者を対象に直接働きかけることも市町村には可能であるが、それ以上に大切なのは、市町村の行う事務・事業のすべてを、温室効果ガス削減という行政課題と整合性をとり、脱炭素社会実現に向けて包括的に組み立て直すことであろう。たとえば、土地利用計画や都市計画は、スプロール化（必然的に自動車交通を増加させ地域内のCO₂排出量を増やす）を助長するものとなっていないか、あるいは森林吸収量を減らすものになっていないか、という見地からの見直し。また、まちおこし・むらおこしの施策を、同時に地産地消を進め食やエネルギーの自立への方向性を示すものとして推進すること。あるいは、温暖化がすでに始まっており、ある程度はいま以上に進むことが確実であることから、それに適応できる地域をつくるということ念頭に置いて、農林漁業政策や防災・保健の諸施策を見直すことも必要であろう。20年後、50年後に生き残っていく地域をつくるという上でも、包括的な温暖化対策への取り組みが、団体の大小を問わず、要請されてと思う。

●地域協議会の設立を

そのような施策の転換への第一歩として、すべての市町村に求めたいのが、温暖化対策を検討し推進する役所と住民との協議機関の設立である。地域での連携を広げ、役所・住民・事業者それぞれの努力が一層効果を持つように、そして脱炭素・資源循環型の地域を形成できるように、すでに住民側の取り組みがある程度見えている地域については住民主導で、そして、そうした住民側の動きの弱いところでは啓発も兼ねて役所主導で、協議機関を設立してはどうかと考える。この場合、温暖化対策法に規定する「温暖化対策地域協議会」（注1）という形をとる場合には、センターもそれに加わり、応分の責務を果たしたいと考えている。

「低炭素社会」の実現に向けてあらゆる主体が抜本的な対策を進めなければ、人類の生き残りが難しいところまで温暖化問題は深刻であるという認識に立ち、すべての自治体が、その人的・財政的資源及び権限をフルに活用してより包括的で積極的な温暖化対策に乗り出してほしいと願うものである。

（注1） 地球温暖化対策推進法第26条 「地方公共団体、都道府県センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。」

クローズアップ

わたしたちの活動⑩

このコーナーはわかやま環境ネットワークに参加する団体や企業、個人の活動記録と今後の展望を紹介します。

和歌山市婦人団体連絡協議会

「市婦連60年のあゆみ」

会長 堰本 信子

平成20年、和歌山市婦人団体連絡協議会（市婦連）は結成60周年を迎えました。戦後の混乱期に地域に生まれ、地域に根ざした活動を行い、地域に無くてはならない存在となっております。



60周年大会

現在、市内に37婦人会が存在し約4500人の会員を有しております（かつて46婦人会、18000人の会員でした）。

活動目標に「青少年の健全育成」「環境問題への取り組み」「人権学習・社会福祉の推進」「女性としての自己研修」等、幅広い活動に真剣に取り組み60年の今日を迎えました。



子育て支援



37人の会長は全員が福祉厚生部・文化教養部・環境生活部・保健体育部・広報部の何れかに所属し、毎年目標を定め達成すべく努力を重ねます。

市婦連全体行事は、「和歌山市婦人大会」「婦人総合体育大会」「会長研修」を行い、前2大会には各1000人余の参加があり、盛大に開催され、加えて各婦人会は「女性学級及び地域市民実践活動」を年間7～8回開講し、会員相互のそして地域住民との学習や交流を深め、自治会や他団体との連携を大切にボランティア活動に徹しています。

時の流れに従い活動内容に些少の変動はありますが、現在特に努力を重ねていることは、昭和62年から始めた環境問題への取り組み、そして子育て支援事業です。

ゴミ減量・ゴミ分別・省エネの学習と実践・食育（地産地消）・子育て支援（地域の子どもは地域で）等毎日が私たちの活動と場所です。

その活動の様子は、年2回発行される「市婦連だより」に掲載し、全会員と関係機関に配布しております。





市民サミット2008in札幌に参加してきました

G8洞爺湖サミットが明日から開会という7月6日午前11時、私たち事務局スタッフは、和歌山の市民の願いを背に、市民サミット2008が開かれる札幌コンベンションセンターに到着。やや閑散とはしていたものの、入り口に一番近いブースを「100万人のたんざくアクション」(【CLEANわかやま～洞爺湖へのメッセージ】で連携)が陣取って設営の準備をされており、ディスプレイの竹笹に、和歌山から送った短冊を見つけた時は、嬉しかった。

早速、準備しておいた【CLEANわかやま】のロゴマークを背中にプリントしたお揃いのTシャツに着替えて会場に勢いよく入ったのですが・・・、「なんか私ら浮いてるかも？」という印象で・・・。



オープニングフォーラムでは、人権・貧困、平和、環境問題に関するシンポジウムが夕方までびっちり行われ、各パネラーの素晴らしいお話しもたくさん聞けましたが、



やはり今、深刻な地球温暖化によってすべての生きものの命が危機にさらされている切迫感はあまり感じられず、殊に参加者が多くなかったことがとても残念でした。

職員研修@北海道

翌日から1泊2日の職員研修でエコツアーに行ってきました。研修ガイドをして下さったのは、昨年度「推進員特別研修」でお世話になった、「NPO法人ねおす」の荒井氏。

東川町へ移動した私たちは、新田さんという方の平飼養鶏場を見学した後、チングルマなど高山植物が見頃の大雪山(旭岳)へハイキング。翌日は、「北の住まい設計社」や陶芸家を訪問したのち、待望の「斉藤牧場」へ。齋藤牧場は「縮耕法」で牛が拓いた牧場(案外厳しい斜面の山)です。到着した私たちに、「まずは」と、コクと甘みのある美味しい牛乳をプレゼント。案内をいただいた80歳の牧場主、齋藤晶さんの足取りは軽く、牧場は、岩は岩として、谷は谷として受け入れ、山の自然に牛たちを受け入れてもらっている「緑豊かな山地公

園」といった風で、どう見ても牧場に見えませぬ。木々の生い茂る山の中を牛が青草を食べ歩いているその光景の不思議なこと！牛舎へ入るのは、積雪のある冬のみで、それ以外の時期、牛たちは山の草のみを食べているそうです。だから、斉藤牧場の乳牛の1日あたりの搾乳量は、通常の乳牛の半分だそうです、その分、長く搾乳でき、イコール長生き(12年程度)するという事です。それに毎日山道を歩いているため、足腰が強く、殆どの牝牛は「自然分娩」で仔牛を産むそうです。何もかも驚きの斉藤牧場でした。草を食む牛たちをのんびりと眺めながら『この自然が宝なんですよ。』と仰った斉藤さんの言葉が胸に沁みました。



by こまくさ

infomation

【企画中】

県内の自然系NPO・団体による
「生き物発見～生物多様性 ワークショップ」

日時：12月6・7(土・日 1泊2日)

場所：未定

参加費：有料(3000円程度を想定)

内容：(詳細は検討中)

本会会員団体をはじめ、自然環境を守り、良くするため努力されている団体・個人が集い、情報交換と交流を兼ねて「生き物発見事業」(『ECOわかやま』参照)のワークショップを行います。

【会員募集にご協力を】

先の定期総会で、今年度から会費を個人1,000円、NPO・市民団体2,000円、企業10,000円に安く改定し、広く会員を募集することを決めました。この間、温暖化問題の意識高揚もあり、数人の方が新たに加入してくれました。

今年度から環境教育や自然環境の事業を展開しており、環境問題に関心のある市民の方々を幅広く結集することが大事になっています。

ぜひ、みなさんの周りの方に声をかけてください。



ういねっと (わかやま環境ネットワーク通信) 第11号 (2008年 7月31日発行)

発行：NPOわかやま環境ネットワーク

代表理事 重栖 隆

〒641-0051 和歌山市西高松1-6-4

電話 073(432)0234 FAX 073(421)6545

mail: wenet@vaw.ne.jp

http://wenet.info/